

平成28年度予算編成方針

我が国の経済情勢について、内閣府が公表した9月の月例経済報告では、「景気は、このところ一部に鈍い動きもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」との判断を示しました。

国においては、平成28年度予算の概算要求に当たり、経済財政運営と改革の基本方針2015で示された「経済・財政再生計画」のなかで、歳入改革では、消費税率10%への引き上げを平成29年4月に実施すること、歳出面では、公的サービスの産業化などを行い、安倍内閣のこれまでの歳出改革の取組を強化し、予算の中身を大胆に重点化するとしています。

茨城県においては、県債発行の抑制など財政健全化に向けた取り組みを行いながらも、防災体制の強化や「産業大県・生活大県」実現のための事業を重点的に推進するとしています。

つくば市においては、歳入面で、人口増加やTX沿線開発の進展に伴い、個人市民税や固定資産税については増加傾向にあるものの、地方法人税創設による法人市民税の減額が見込まれるほか、地方交付税については合併算定替え終了を間近に控えて更なる減額が見込まれ、一般財源は、平成27年度と同程度と見込んでいます。

一方、歳出面では、市民が安全・安心に暮らせるよう、防災・防犯体制の強化、子育て支援のため、民間保育所定員の拡大、高齢化の急速な進展のため、保健・介護や福祉などの事業、つくば市の特色ある教育の充実や人口増加に対応するため、小中一貫校の整備などに着実に取り組まなければなりません。

さらに、つくば市は、「環境モデル都市」として、市民、企業、大学・研究機関、行政が連携したオールつくばで、CO₂排出量を大幅に削減する取組みを引き続き積極的に進めていきます。

また、大規模国家プロジェクトにより誕生した知的集積「つくば」は、「国際戦略総合特区」に指定されて5年目を迎えます。この特区制度を最大限に活用し、新しい産学官連携を推進し、科学技術のまちとして我が国の成長・発展に貢献していきます。平成28年5月には、G7茨城・つくば科学技術大臣会合が開催されます。会合を是非成功させ、これを機に、より一層、科学技術のまちづくりを推進します。

市財政を取り巻く環境は、決して楽観視できるものではありませんが、これまでの成果や新たな施策を将来に繋ぎ、つくば市の発展可能性を更に高めていくため、次に掲げる方針を基本として平成28年度予算編成に当たるものとします。

1 予算編成の基本的な考え方

- (1) つくば市未来構想に掲げる「住んでみたい 住み続けたいまち つくば」の実現に向けて、つくば市戦略プランにおいて策定した13の基本施策を着実に推進するものとする。
- (2) 特に、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定した人口ビジョンを実現するための総合戦略に掲げた事業については、重点的かつ優先的に取り組むものとする。

なお、総合戦略に掲げた事業については、従来の縦割りの事業に横糸をとおす「横断的施策を紡いだ戦略」として位置づけられていることから、関係各課との連携を十分に図りながら、推進するものとする。

ア つくばの特性をいかした産業競争力の強化で、しごとをつくる

- ・筑波研究学園都市に集積する最先端の科学技術から新たな産業をつくる
- ・東京近接等のポテンシャルを活用し、産業競争力を高める
- ・安心して働ける環境をつくる

イ 結婚し、子どもを産み・育て、健康に生活できる環境をつくる

- ・結婚・出産・子育て環境を充実する
- ・教育日本一を目指し教育内容を充実する
- ・ワーク・ライフ・バランスを推進する環境を整備する

ウ 交流・居住環境の魅力を高め、つくばにひとを呼び・ひとを留める

- ・魅力ある交流・居住環境を創出する
- ・つくば市を知り・好きになり・選んでもらう

エ 公共交通網で結ばれた安全で安心な地域をつくる

- ・公共交通網の整備と拠点化を推進する
- ・防災力・防犯力を強化する
- ・協働のまちづくりを推進する

- (3) 行財政改革を推進するため、歳入・歳出の両面から思い切った見直しを行うとともに、「選択と集中」の観点に立ち、限られた財源の効率的な配分に努め、市民が真に求めているものを重点的に施策化するものとする。

2 予算要求に当たっての基本的留意事項

- (1) これまでの査定方式をやめ、枠配分方式による予算編成を行うので、より効率の高い予算編成実現のため、従来の概念にとらわれることなく柔

軟な発想で、見直しを行うものとする。

特に、所期の目的が達成された事業、事業開始後長年経過している事業、費用対効果の低い事業等については、廃止、縮小を前提に、重点的に見直しを行いスクラップアンドビルドを徹底すること。

つくば市の将来に向けて有効な新規事業については、積極的に取り組むこと。ただし、その目的、必要性、費用対効果等について十分に精査すること。また、後年度のランニングコスト等が過重な財政負担とならないように留意すること。

- (2) 国・県の補助事業については、国・県の予算編成の動向や制度改正の情報収集に努め、積極的に財源を確保すること。ただし、要求時点で制度の確定していないものは、現行制度で見積もること。
- (3) 受益者負担については、単に歳入の確保という観点からではなく、非受益者との公平性の確保という観点から適正化を図るものとし、定期的な見直しを実施すること。
- (4) 各種補助金については、公益性の検証、民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の事業ごとに十分な精査と検証を行い、到達目標や終期を設定するなど徹底した見直しを行うこと。
- (5) 行政の軽量化及び効率化を推進し、市民サービスの向上を図るため、事務事業について民間活力の積極的な導入を図ること。
- (6) 行政評価の結果を十分に反映させること。
- (7) 特別会計、公営企業会計に対する一般会計からの負担については、原則として繰出基準に基づくもののみとし、それぞれの会計において収入の確保と徹底した経費の削減を図り、経営の健全化に最大限の努力を払うこと。
- (8) 職員提案等による有効な施策については、積極的にその実現を図ること。